インジウム・スズ酸化物等取り扱い作業に従事する 労働者に行う健康診断について(案)

1. インジウム・スズ酸化物等取り扱い作業者に行う健康管理の基本的な考え方

インジウム・スズ酸化物(ITO)は、テレビ、パソコンに使用される液晶等の電極の 原料等として使用されているが、液晶の製造工程等において ITO の粉じんを吸入した作 業者が肺疾患を発症する可能性が指摘されているところである。

また、動物試験(ITO 研削粉の吸入によるがん原性試験)の結果(本年6月公表)において、低濃度の吸入ばく露により発がんを含む肺疾患を起こすことが確認された。

これらを踏まえ、ITO を製造し、又は取り扱う場所での作業(以下「ITO 等取り扱い作業」という。)に常時従事する労働者の健康診断の項目については、肺を標的臓器とした健康障害を念頭に置いて行うこととしてはどうか。

2. ITO 等取り扱い作業に従事する労働者に行う健康診断の項目について

(1) 雇い入れ時又は配置換え時の健康診断について

事業者は、ITO等取り扱い作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ♦ 業務の経歴の調査
- ◇ 喫煙歴
- ◆ 既往歴の有無の検査
- ◆ インジウム又はその化合物による咳、痰、息切れ等の自覚症状又はチアノ
- ーゼ、ばち状指等の他覚症状の既往歴の有無の検査
- ◇ 咳、痰、息切れ等の自覚症状の有無の検査
- ◆ チアノーゼ、ばち状指等の呼吸器に係る他覚症状の有無の検査
- ◆ 血液中のインジウムの量の測定^{注1)}及び血清中シアル化糖鎖抗原(KL-6)の量の測定
- ◇ 胸部の特殊なエックス線撮影による検査^{注2)}

(2) 定期健康診断について

① 一次健康診断

事業者は、ITO 等取り扱い作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに 1回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ◆ 業務の経歴の調査
- ◇ 喫煙歴
- ◆ 既往歴の有無の検査
- ◆ インジウム又はその化合物による咳、痰、息切れ等の自覚症状又はチアノ ーゼ、ばち状指等の他覚症状の既往歴の有無の検査

- ◇ 咳、痰、息切れ等の自覚症状の有無の検査
- ◆ チアノーゼ、ばち状指等の呼吸器に係る他覚症状の有無の検査

② 二次健康診断

事業者は、一次健康診断の結果、異常の疑いのある者で、医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ◆ 作業条件の調査
- ◆ 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査^{注2)}、血清 サーファクタントプロテイン D(SP-D)の検査等の免疫学的検査、肺機 能検査^{注3)}、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

(3) 配置転換後の労働者に対する健康診断について

事業者は、過去に ITO 等取り扱い作業に常時従事させたことのある労働者で、現に使用している労働者に対し、上記(1)に規定する健康診断項目について、医師による健康診断を行うこと。ただし、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 作業条件の簡易な調査については不要であること
- ② 血液中のインジウムの量^{注1)}の測定及び血清中シアル化糖鎖抗原(KL-6)の量の測定の頻度については、医師が必要でないと認めた場合には、1年以内ごとに1回、又は3年以内ごとに1回とすることができること。
 - 注1) 血清インジウム濃度の測定の検査をいう。
 - 注2) HRCT (高分解能コンピューター断層撮影) による検査をいう。
 - 注3) スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による肺換気機能検査、動脈血ガスを分析する検査及び一酸化炭素拡散能力検査をいう。